

申請対象事前確認シート

本シートは、あなたの事業が、「杵築市創業支援事業補助金」の対象になるかどうかを簡単に確認するためのものです。また、申請するにあたって確認しておいていただきたいことを記載しています。下記の1～3の各項目に該当するか、申請前に確認してください。【※他の要件により、対象にならない場合があります。】

申請の際は、杵築市創業支援事業補助金申請要領をよくご確認ください。

※杵築市創業支援事業補助金の申請時には、本シートを記入のうえ、提出してください。

申請者名	事業所所在地（予定）	杵築市
対象要件を満たす場合、下記の空欄に○印を記入してください。 すべての要件を満たさなければ、申請することはできません。		
1 申請対象者…以下の要件をすべて満たす方が対象です。		
	補助金申請日時点において中小企業者（個人事業主及び会社の代表者）でないこと。（ただし、過去に事業活動を行っていた方であって、補助金申請時点において直近の事業廃止の日から1年を経過しない場合を除く。）	
	次のいずれかに該当する方。 ・杵築市内に主たる事業所を置く創業予定の個人、かつ、創業開始日までに杵築市内に住所を有すること。 ・杵築市内に本店を置く会社を設立する創業予定の個人。	
	創業開始日から3年間継続して事業を行う見込みがあること。	
	過去に杵築市新規創業・開業チャレンジ事業補助金交付要綱（平成27年杵築市告示第46号）、杵築市創業支援事業補助金（令和6年杵築市告示第26号）及び杵築市創業支援事業補助金（令和7年杵築市告示第31号）に規定されている補助金の交付を受けていないこと。（ただし、補助対象者が会社であった場合は、その代表者個人が交付を受けていないこと。）	
	杵築市税及び上下水道料金の滞納がないこと。	
	暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。	
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定により許可又は届出を要する事業ではないこと。	
	他の者が行っていた事業を承継して行う事業ではないこと。（第3者承継を除く。）	
	フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業ではないこと。	
	大企業又はその役員から50%以上の出資を受けている者等の「みなし大企業」ではないこと。	
	公序良俗に反する事業や補助金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業ではないこと。	
	補助金の交付を受け当該補助金に係る事業所を賃借している者から当該事業所を転貸借（事業所の一部の転貸借を含む。）して行う事業ではないこと。	
2 事業所の設置について…設置する事業所は、以下の要件をすべて満たすものが対象です。		
	杵築市内に主たる事業所（本店）を置くものであること。	
	仮設又は臨時的の店舗等ではなく、恒常的に設置する事業所であること。	
3 留意事項…本補助金を申請するうえで、あらかじめ承知していただく必要があります。		
	補助金申請日時点で事業所の改装内容やパンフレット作製費用などの見積書等の取得が必要です。 ・明細書必要 ・消費税抜額が分かるもの ※交付決定日以前に契約（事業所の賃貸借契約を除く）及び発注した経費は補助対象となりません。	
	補助事業の完了日までに、特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書について杵築市から交付されていることが必要です。	
	支払いに関する証拠書類などが揃わない場合、補助金は交付されません。	
	補助金の交付を受けた方には、市及び杵築市商工会によるフォローアップを受けていただきます。	